

仕 様 書

1 委託業務名

成年後見支援センター支援委託業務

2 委託業務目的

成年後見支援センターの円滑な運営を行うため、高齢者や障害者等の判断能力が不十分な者の利益の保護を図り、福祉サービスの質の向上と町民の福祉の増進に資するため。

3 委託業務の期間

平成29年4月3日から平成30年3月31日まで

4 委託業務内容

センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 成年後見制度の利用に関する相談及び手続き支援に関すること。
- (2) 成年後見制度の広報、啓発に関すること。
- (3) 親族後見人への支援に関すること。
- (4) 法人後見人の受任に関すること。
- (5) 関連機関との連絡調整に関すること。
- (6) センター運営委員会に関すること
- (7) センターは、専属の人員配置計画図を幸田町に提出すること。
- (8) センターは、業務を実施した場合、実績報告書を幸田町に提出すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、センターの運営に関し必要と認められる事業に関すること。

5 支払

- (1) 委託料については、部分払いができるものとする。
(上半期、下半期の年2回)
- (2) 幸田町は、委託料の請求を受けたときは、翌月末日までに支払うものにする。

6 守秘義務

受託者は、本業務の遂行上知り得た秘密は、第三者に漏らしてはならない。

7 検査

受託者は、本業務完了後に完了届を提出して、検査を受けなければならない。
また、町から説明を求められた場合は、内容の説明を行わなければならない。

8 その他

定めのない事項等が発生した場合は、その都度協議して定めるものとする。